

四日市市告示第 256 号

都市公園法（昭和 43 年法律第 100 号）第 62 条第 1 項の規定により、三重県知事から四日市都市計画公園事業 5・5・1 垂坂公園・羽津山緑地の変更認可にかかる図書の写しの送付を受けたので、同条第 2 項の規定に基づき、次の場所において公衆の縦覧に供する。

令和 3 年 4 月 1 日

四日市市長 森 智 広

1 縦覧期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

2 縦覧場所

四日市市役所都市整備部市街地整備・公園課